

白馬村保育教諭等資格取得支援事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村告示第 7 6 号

白馬村保育教諭等資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育士資格又は幼稚園教諭免許状の取得を支援することにより、保育教諭の育成及び資質の向上並びに白馬村における保育人材の確保を図るため、白馬村保育教諭等資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について白馬村補助金等交付規則（昭和 43 年白馬村規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「保育施設等」とは、白馬村内に所在し、原則として児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に定めのある保育又は子育て支援に関する業務を行う施設であって、村長が認めるものをいう。

2 この要綱において「保育教諭等資格」とは、児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の規定による保育士登録又は教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内の保育施設等に勤務する職員として採用された者であること。
- (2) 保育教諭等資格の全部又は一部を有していない者であって、当該資格の取得を目指す者であること。
- (3) 保育教諭等資格の取得を目的とする講座等を受講する者であること。
- (4) 資格取得後、引き続き 3 年以上村内の保育施設等に勤務することを誓約する者であること。

(5) 長野県保育士修学資金貸付等事業による保育士修学資金の貸付けを受けていない者であること。

(6) 国、県その他の団体から同一の補助対象経費について補助金その他これに類する給付等を受けていない者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を上限とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付条件)

第6条 村長は、補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象事業を修了し、保育教諭等資格を取得すること。

(2) 資格取得後、引き続き3年以上村内の保育施設等に勤務すること。

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定による交付申請は、事業着手の30日前までに様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第3条第1号に規定する採用日前1年以内に事業に着手し、採用日以後引き続き保育施設等に勤務する者について、村長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 受講内容及び受講期間が分かる書類

(2) 補助対象経費の内訳が分かる書類

(3) 勤務する保育施設等が確認できる書類

(4) 誓約書（様式第2号）

(5) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきことが適当と認めたときは、交付決定を行い、白馬村保育教諭等資格取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書（様式第4号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 取得した保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し

(2) 補助対象経費の支払を証する書類

- (3) 講座等の修了を証する書類
- (4) その他村長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第 10 条 村長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、白馬村保育教諭等資格取得支援事業補助金の額の確定通知書（様式第 5 号）により当該者に通知するものとする。
(交付決定の取消し及び返還)

第 11 条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく保育教諭等資格を取得しなかったとき。
- (3) 資格取得後 3 年を経過する前に、村内の保育施設等に勤務しなくなったとき（村内の保育施設等の間で勤務先を変更した場合を除く。）。

2 村長は、災害、疾病、出産、育児、介護その他本人の責めに帰することができないやむを得ない事由があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

区分	補助対象経費
資格取得支援事業	入学金、受講料、授業料、教材費、実習費、資格試験受験料その他資格取得に直接必要な経費

様式第 1 号（第 7 条関係）

白馬村保育教諭等資格取得支援事業補助金交付申請書

年 月 日

白馬村長 様

住所
氏名

白馬村保育教諭等資格取得支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり申請します。

受講講座名	
資格名	
受講期間	
補助対象経費	
交付申請額	

【添付書類】

- ☐ 受講内容が分かる書類
- ☐ 経費内訳書
- ☐ 誓約書（様式第 2 号）
- ☐ その他村長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

誓約書

私は、補助金の交付を受けるに当たり、次の事項を誓約します。

- ☐ 保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得します。
- ☐ 資格取得後、引き続き 3 年以上白馬村の保育施設等に勤務します。
- ☐ 要綱に違反した場合は、補助金の返還命令に従います。

年 月 日

住所
氏名

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

白馬村保育教諭等資格取得支援事業補助金交付決定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額	
-------	--

交付条件

- 1 要綱を遵守すること。
- 2 資格取得後、引き続き 3 年以上、村内の保育施設等に勤務すること。

白馬村長 印

様式第 4 号（第 9 条関係）

白馬村保育教諭等資格取得支援事業実績報告書

年 月 日

白馬村長 様

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた白馬村保育教諭等資格取得支援事業が完了したので報告します。

取得資格	
修了年月日	
補助対象経費	
実績額	

【添付書類】

- ☐ 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
- ☐ 補助対象経費の支払を証する書類
- ☐ 講座等の修了を証する書類
- ☐ その他村長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 10 条関係）

白馬村保育教諭等資格取得支援事業補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

実績報告書を審査した結果、白馬村保育教諭等資格取得支援事業補助金の額を次のとおり確定したので通知します。

補助金確定額	
--------	--

白馬村長 印